

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】令和2年9月17日(2020.9.17)

【公表番号】特表2020-504855(P2020-504855A)

【公表日】令和2年2月13日(2020.2.13)

【年通号数】公開・登録公報2020-006

【出願番号】特願2019-522232(P2019-522232)

【国際特許分類】

G 06 F 13/00 (2006.01)

H 04 M 1/00 (2006.01)

【F I】

G 06 F 13/00 5 1 0 A

H 04 M 1/00 R

【手続補正書】

【提出日】令和2年8月5日(2020.8.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ユーザ機器(UE)を操作する方法であって、

前記UEのユーザからの要求を検出するステップであって、前記要求は、ディスプレイスクリーン上に出力されている画像データのスクリーンショットをキャプチャするためのものである、ステップと、

前記要求が検出されたときに前記ディスプレイスクリーン上に出力されている前記画像データの少なくとも一部を提供している、前記ユーザ機器上で実行しているアプリケーションのセッション状態の1つまたは複数の特徴の再作成を容易にするように構成されるアプリケーション固有メタデータを取得するステップと、

前記要求に応答して、前記ディスプレイスクリーン上に出力されている前記画像データの前記スクリーンショットを選択的にキャプチャするステップと、

前記取得されたアプリケーション固有メタデータを記憶するステップとを含む、方法。

【請求項2】

前記取得するステップは、

(i)前記アプリケーション、

(ii)前記UEのオペレーティングシステム、

(iii)前記ディスプレイスクリーン上に出力されている前記画像データ、

(iv)外部デバイス、または

(v)それらの任意の組合せ

から前記アプリケーション固有メタデータを取得する、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記ディスプレイスクリーンは、前記UEの一部であるか、または

前記ディスプレイスクリーンは、別のUEの一部であり、前記選択的にキャプチャするステップは、前記UEのカメラによってキャプチャされた前記別のUEの前記ディスプレイスクリーンのスナップショットとして前記スクリーンショットをキャプチャする、

請求項1に記載の方法。

【請求項 4】

前記選択的にキャプチャするステップは前記スクリーンショットをキャプチャし、

前記記憶するステップはさらに前記取得されたアプリケーション固有メタデータに関連付けて前記キャプチャされたスクリーンショットを記憶する、

請求項1に記載の方法。

【請求項 5】

前記記憶するステップの後、前記アプリケーション固有メタデータ、および/または前記要求に応答してキャプチャされた、キャプチャされたスクリーンショットを更新するステップをさらに含む、請求項1に記載の方法。

【請求項 6】

前記更新するステップは、

前記キャプチャされたスクリーンショットのクロッピングされた部分に関連付けられた前記アプリケーション固有メタデータの一部を除去するステップか、または

ユーザによって提供された補足情報に応答して新しいアプリケーション固有メタデータを追加するステップか、または

前記記憶されたアプリケーション固有データを維持しつつ前記キャプチャされたスクリーンショットを削除するステップか、または

前記画像データにおいて識別される1つまたは複数の情報対象に関連する新しいアプリケーション固有メタデータを追加するステップ

を含む、請求項1に記載の方法。

【請求項 7】

前記選択的にキャプチャするステップは、前記スクリーンショットをキャプチャし、

前記キャプチャされたスクリーンショットは、前記ディスプレイスクリーン上に出力されている前記画像データの全部を含むフルスクリーンスクリーンショットであるか、または

前記キャプチャされたスクリーンショットは、前記ディスプレイスクリーン上に出力されている前記画像データの全部より少ない画像データを含む部分スクリーンスクリーンショットである、

請求項1に記載の方法。

【請求項 8】

前記アプリケーションは、前記ディスプレイスクリーン上に出力されている前記画像データの一部を提供している複数のアプリケーションのうちの1つである、請求項1に記載の方法。

【請求項 9】

前記要求が検出されたときに前記ディスプレイスクリーン上に出力されている前記画像データの少なくとも1つの他の部分を提供している少なくとも1つの追加のアプリケーションの少なくとも1つの追加のセッション状態を定義する追加のアプリケーション固有メタデータを取得するステップをさらに含み、

前記記憶するステップは、前記アプリケーションに関する前記取得されたアプリケーション固有メタデータと前記少なくとも1つの追加のアプリケーションに関する前記取得されたアプリケーション固有メタデータとの両方を記憶する、

請求項8に記載の方法。

【請求項 10】

少なくとも1つの追加のアプリケーションは、前記ディスプレイスクリーン上においてターゲットスクリーンショットエリアの外側に位置する部分に出力されている前記画像データの少なくとも1つの他の部分を提供しており、前記少なくとも1つの追加のアプリケーションに関するアプリケーション固有メタデータは記憶されないか、または

少なくとも1つの追加のアプリケーションは、前記ディスプレイスクリーン上においてターゲットスクリーンショットエリアの内側に位置する部分に出力されている前記画像データの少なくとも1つの他の部分を提供しており、前記少なくとも1つの追加のアプリケー

ションは、アプリケーション固有メタデータの共有を許可せず、前記少なくとも1つの追加のアプリケーションに関するアプリケーション固有メタデータは記憶されない、

請求項8に記載の方法。

【請求項11】

前記アプリケーション固有メタデータは、ユニフォームリソースロケータ(URL)を、前記URLを処理すべき方法を示す二次情報と組み合わせて含み、

前記二次情報が、

前記URLに関連するビデオの再生を開始する時点、

前記URLをロードするための1つまたは複数のアプリケーションの1つまたは複数のアプリケーション識別子、

前記URLに関連するウェブサイト内の1つまたは複数の関心対象、もしくはそれらの任意の組合せ

を含む、

請求項1に記載の方法。

【請求項12】

前記アプリケーションが地図アプリケーションであり、

前記アプリケーション固有メタデータは、アドレス、地理的座標、ロケーション固有注目点(POI)情報、ズームの程度、もしくはそれらの任意の組合せを含むか、または

前記アプリケーションがチャットアプリケーションであり、

前記アプリケーション固有メタデータは、

チャットセッションの特定の部分を識別するディープリンクユニフォームリソース識別子(URI)、

前記チャットアプリケーションの識別情報、

チャットグループ識別子もしくは連絡先識別子、

前記連絡先識別子に関連する前記連絡先に関する前記UEに記憶された連絡先情報、

前記チャットアプリケーションによってチャットセッションの間に交換されたテキスト、

前記UEのオペレーティングシステム(OS)のコピー機能から導き出されるテキスト、

前記ディスプレイスクリーン上に出力された前記画像データ内の、光学文字認識(OCR)から導き出されるテキスト、もしくは

それらの任意の組合せ

を含むか、または

前記アプリケーションがビデオ通話アプリケーションであり、

前記アプリケーション固有メタデータは、

ビデオ通話における1人もしくは複数の参加者の情報の識別情報、

1つもしくは複数のアプリケーション識別子、

ビデオ通話に関連する1つまたは複数の顔の顔識別情報、もしくは

それらの任意の組合せ

を含むか、または

前記アプリケーションが音楽アプリケーションであり、

前記アプリケーション固有メタデータは、

歌詞、アーティスト、アルバム、および/もしくはトラック情報、

曲の現在の再生時点を示すトラック時間、もしくは

それらの任意の組合せ

を含むか、または

前記アプリケーションがショッピングアプリケーションであり、

前記アプリケーション固有メタデータは、

注文確認ページ、

注文識別子、

製品識別子、

製品名、
製品のユニフォームリソースロケータ(URL)、
画像URL、
画像代替テキスト、または
それらの任意の組合せを含む、
請求項1に記載の方法。

【請求項13】

前記アプリケーション固有メタデータは、前記アプリケーションの前記セッション状態の前記1つまたは複数の特徴の再作成を試行するターゲットアプリケーションのバージョンに基づいて、前記アプリケーションの前記セッション状態の前記1つまたは複数の特徴を再作成するためのそれぞれに異なる命令のセットを提供するように構成されるバージョンテーブルを含む、請求項1に記載の方法。

【請求項14】

ユーザ機器(UE)を操作する方法であって、
前記UEによってスクリーンショットキャプチャ要求が発行されたときにディスプレイフレーム内の画像データを提供した第1のアプリケーションのセッション状態を定義するアプリケーション固有メタデータを取得するステップと、

前記アプリケーション固有メタデータによって定義される前記第1のアプリケーションの前記セッション状態をロードする要求を前記UEから検出するステップと、

前記要求に応答して第2のアプリケーションによって、前記アプリケーション固有メタデータによって定義される前記セッション状態の1つまたは複数の特徴を再作成するために前記アプリケーション固有メタデータを処理するステップと

を含む、方法。

【請求項15】

請求項1~13のいずれか一項に記載の方法を実装するように構成される少なくとも1つのプロセッサを備える、ユーザ機器(UE)。

【請求項16】

請求項14に記載の方法を実装するように構成される少なくとも1つのプロセッサを備える、ユーザ機器(UE)。